

提供日 2023/03/01  
タイトル 令和4年度第2回自殺対策連絡協議会の開催  
担当 健康福祉部 障害者支援局障害福祉課  
連絡先 精神保健福祉班  
TEL 054-221-2920



## 令和4年度第2回静岡県自殺対策連絡協議会を開催します。

令和4年に閣議決定された国の新たな自殺総合対策大綱に基づき策定している「第3次いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（案）」について、昨年実施したパブリックコメントへの対応を含めた最終案について審議します。

### (計画案の概要)

根拠法令	自殺対策基本法第13条 都道府県は、自殺対策総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画を定めるものとする。
計画期間	2023年度から2027年度までの5年間（国新大綱と同じ期間）
目標	目指すべき姿：「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」 計画期間内の成果指標：「2027年までに自殺者数を450人*未満まで減少させる」 *：自殺死亡率12.9相当

- 日時 令和5年3月6日（月）午後4時～
- 場所 静岡県庁西館4階第1会議室ABC（静岡市葵区追手町9番6号）
- 出席者 保健、医療、司法、労働、市町等の関係機関で構成する協議会委員
- 内容 第3次「いのち支える“ふじのくに”自殺総合対策行動計画（案）」の策定
- 会議の公開  
(1) 傍聴定員 5名  
(2) 傍聴手続  
会議の傍聴を希望される方は、当日午後3時55分までに、受付で氏名、住所を記載し、事務局の指示に従って会場に入室してください。傍聴の受付は、午後3時45分から先着順で行います。定員になり次第、受付を終了します。  
なお、手洗い、マスク着用などの感染防止対策への御協力をお願いします。
- 問い合わせ先  
静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課精神保健福祉班  
電話番号：054-221-2920 E-mail：[seisin@pref.shizuoka.lg.jp](mailto:seisin@pref.shizuoka.lg.jp)